

第3次長崎市男女共同参画計画

計 画 期 間

基本計画 令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）

前期行動計画 令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育ててゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくりま
す。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介
護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくりま
す。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社
会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“な
がさき”をつくりま
す。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしす
すめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”
をつくりま
す。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒
久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“なが
さき”をつくりま
す。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日



長 崎 市

はじめに

長崎市では、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人々を大切に育てていく街を築くため、平成11年に「ながさき男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策に取り組んできました。



この間、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行される中で、社会のあらゆる分野への女性の進出が進んだほか、働き方改革関連法の改正など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みも進められてきました。

一方、近年の人口減少や少子高齢化など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、長崎市では、平成28年3月に策定した「第2次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を検証し、社会情勢の変化やこれまでの計画の進捗状況を踏まえながら、新たな課題にも対応するため「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」というめざすべき将来の長崎市の姿の実現に向けた様々な取組みを掲げています。

本計画を着実に推進していくためには、市民、事業者、民間団体等の皆様と市が連携し協力することが重要となりますので、本計画の推進に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました長崎市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）4月

長崎市長 田上 富久

目 次

	ページ
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 世界（国際連合）、国、県の動き	1
ア 世界（国際連合）の動き	1
イ 国の動き	2
ウ 長崎県の動き	2
(2) 長崎市の動き	3
(3) 長崎市の状況	3
3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係	9
(1) 計画の位置づけ	9
ア 国の法律、市の条例等との関係	9
イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係	9
ウ 計画の構成	9
(2) 計画期間	10
(3) SDGsとの関係	10
第2章 基本計画	12
1 計画の基本理念	12
2 推進目標と施策の方向	13
<施策の体系>	14
第3章 前期行動計画	19
1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり	19
主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透	19
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	22
主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	25
主要課題4 メディアにおける人権の尊重	27

2	推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり…	29
	主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大…	29
	主要課題6 女性のエンパワーメントの推進…	33
	主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)…	36
	主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進…	42
3	推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない 環境づくり…	44
	主要課題9 男女間における暴力の根絶…	44
第4章	推進体制 …	48
第5章	主要指標、主要課題とSDGsの17のゴールとの関係…	49
資 料		
	第3次長崎市男女共同参画計画について(諮問・答申)…	56
	長崎市男女共同参画審議会開催状況…	58
	長崎市男女共同参画審議会委員名簿…	59
	長崎市男女共同参画推進条例…	60
	長崎市男女共同参画推進条例施行規則…	63
	長崎市男女共同参画推進本部設置要綱…	64
	男女共同参画社会基本法…	66
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…	69
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律…	75
	男女共同参画の推進に関する年表…	82

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

長崎市においては、1987（昭和62）年に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、長崎市女性行動計画「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001（平成13）年に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための各施策の推進を計画的に図ってきました。

しかしながら、社会全体における固定的性別役割分担意識¹や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が未だに存在していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、非正規雇用労働者が多い女性の雇用の問題や、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス²（以下「DV」という。）等の暴力の増加や深刻化が懸念されるなど、特に女性を取り巻く環境は厳しい状況となっており、男女共同参画社会の実現を阻害する課題が十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、「第2次長崎市男女共同参画計画」における将来の長崎市の姿である「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を引き継ぎ、2022年度（令和4年度）から9年間に新たに長崎市が取り組むべき推進目標と施策の方向を明らかにするため、「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）世界（国際連合）、国、県の動き

ア 世界（国際連合）の動き

1979（昭和54）年の国連総会における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択や、1995（平成7）年に北京（中国）で開催された第4回世界女性会議における女性の地位向上とエンパワメント³を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記

¹ 固定的性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

² ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

³ エンパワメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

された行動計画「北京行動綱領」と「北京宣言」が採択されるなど、国際社会においては、国際連合などによる男女共同参画に関する取組みが進んでいます。

また、2015（平成 27）年 9 月に開催された国連サミットにおいて、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界の実現を目指す世界共通の目標として、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。その 17 の目標のひとつとして「ジェンダー⁴平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、国際的な取組みが加速しています。

イ 国の動き

2016（平成 28）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の全面施行以降、2017（平成 29）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の改正、2018（平成 30）年には、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の施行、2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の改正と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、2021（令和 3）年には、「育児・介護休業法」が改正されるなど、女性の社会進出の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進などの男女共同参画の推進につながる法や制度が整備されています。

そのような中、2020（令和 2）年 12 月には、「男女」ととまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂して、すべての人々が幸福を感じられる包括的な男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めるという観点を踏まえた「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

ウ 長崎県の動き

長崎県では、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を目指す指針として、2021（令和 3）年に「第 4 次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」（計画期間：2021 年度～2025 年度）を策定しました。

⁴ ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

また、県におけるこれまでのDV対策に係る取り組みや社会情勢の変化、関係機関等の意見を踏まえながら、2020（令和2）年に改正された国の基本方針に即し、2021（令和3）年に「第5次長崎県DV対策基本計画」（計画期間：2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度））を策定しました。

（2）長崎市の動き

1987（昭和62）年に女性の地位向上と福祉の増進を目的として「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、1994（平成6）年には「あじさい男女平等推進プラン」の策定、2001（平成13）年には「長崎市男女共同参画計画」の策定を行っており、10年ごとに計画の見直しを行っています。

また、2016（平成28）年策定の「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本計画としても位置付けています。

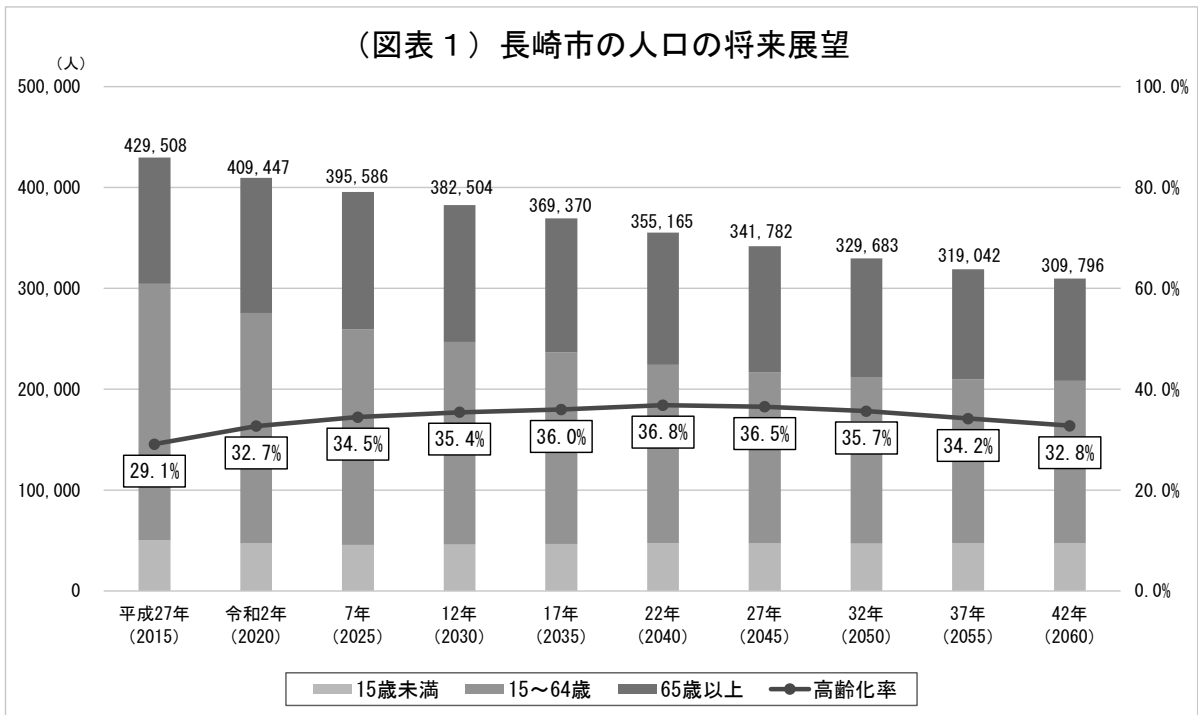
2016年度（平成28年度）からは、男女共同参画に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設である男女共同参画推進センター（長崎市民会館）に指定管理者制度を導入しています。

これまでの計画における進捗状況や社会情勢等を踏まえ、国の第5次男女共同参画計画や第4次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）を計画期間とする「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

（3）長崎市の状況

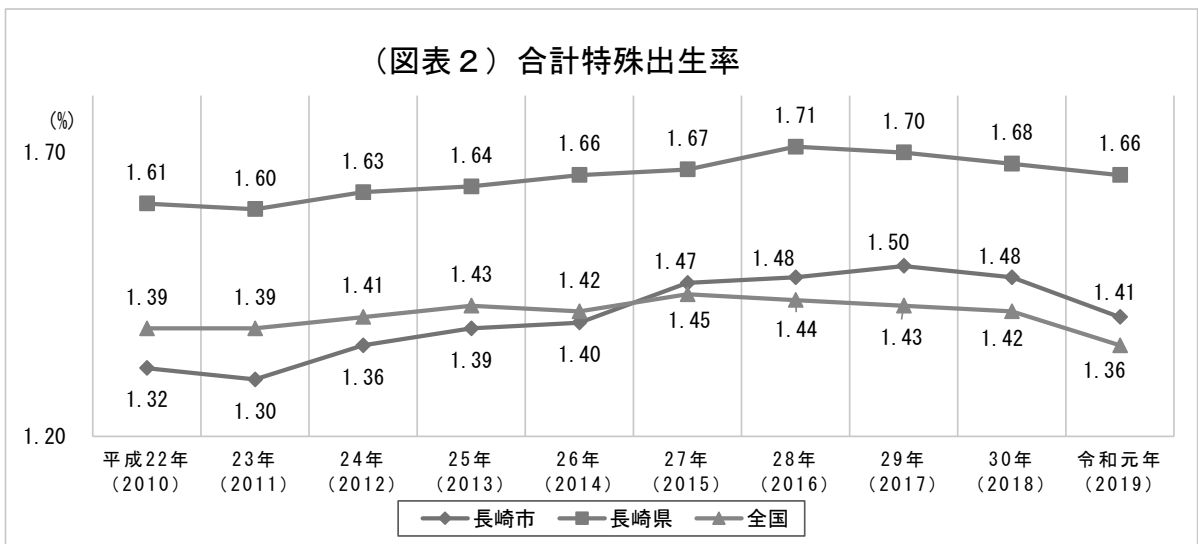
長崎市の人口は毎年減少しており、また、増加傾向にあった世帯数についても2016（平成28）年を境に毎年減少しています。

令和2年4月に算定した長崎市新人口ビジョンによると、長崎市の将来推計人口は、2025（令和7）年には40万人を下回り、2040（令和22）年には355,165人まで落ち込み、現在より5万人程度減少する一方で、高齢化率は36.8%になり、超高齢化社会となります（図表1）。



【参考】第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

合計特殊出生率⁵の推移を見ると、2011（平成 23）年から 2017（平成 29）年までの間増加傾向にあり、2015（平成 27）年からは全国平均を上回っています。しかしながら、2017（平成 29）年を境に減少に転じ、その後毎年減少しています（図表 2）。



【参考】第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁵ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子供の数に相当する。

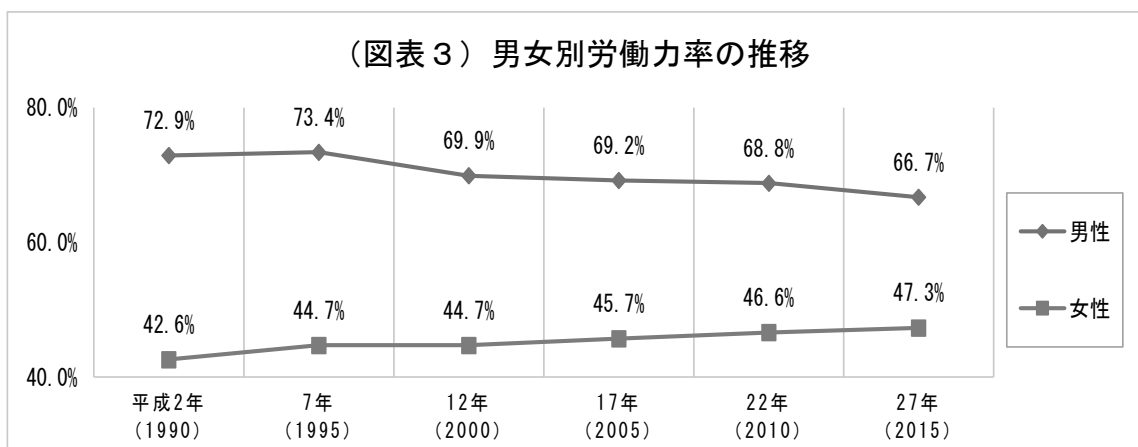
男女別労働力率の推移を見ると、人口の減少に伴い、男性の労働力は平成7年を境に減少していますが、女性の労働力率は増加傾向にあります（図表3）。

また、正規職員・従業員の割合を見ると、男女で雇用状況は異なり、男性は約8割が正規職員ですが、女性は正規職員の割合が50%にも達していません（図表4）。

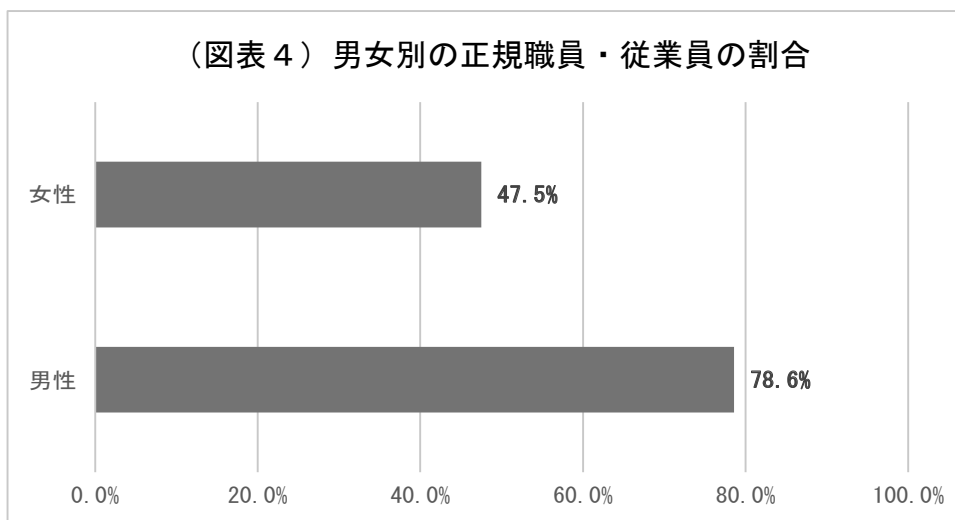
加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、非正規雇用労働者が多い女性の雇用の問題が取り上げられ、特に女性の雇用環境の悪化やそれに伴う生活不安など、女性を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

女性活躍がうたわれ、その実現に向けた様々な取組みが進められていることにより、女性の労働力率は増加傾向にある一方で、正規職員・従業員の割合から、雇用の場において女性が男性と対等であるとは言い難いのが現状です。

性別にかかわらず、誰もがあらゆる場で活躍することができるよう、働き方や雇用のあり方等を見直すなどの支援が重要となっています。



【出典】国勢調査



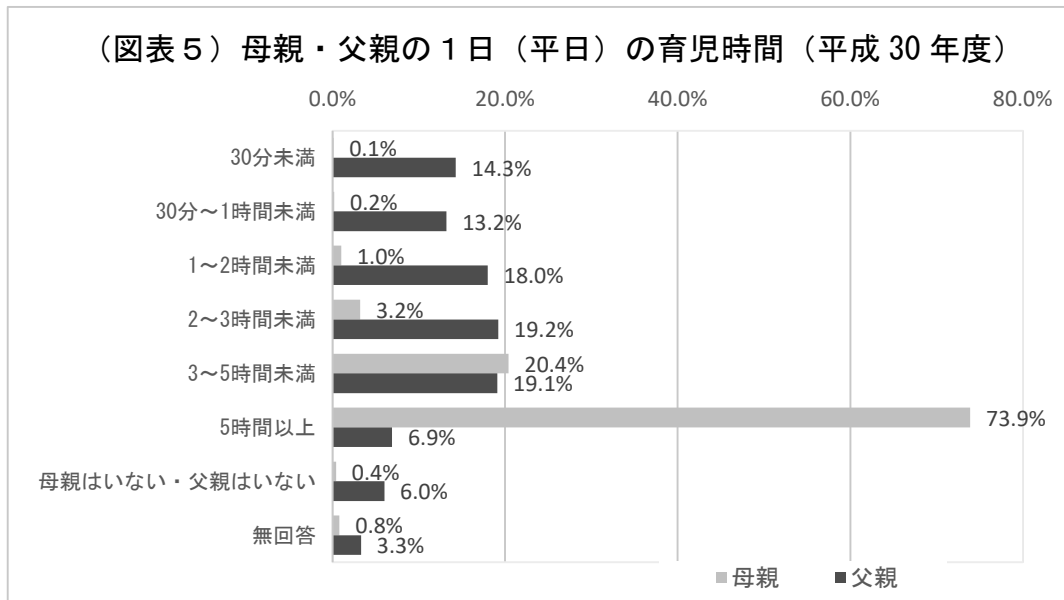
【出典】平成29年就業構造基本調査

就学前の児童がいる家庭での1日の平均育児時間（平日）を見ると、母親は「5時間以上」が73.9%を占めているのに対し、父親は「2～3時間未満」（19.2%）が最も多く、次いで「3～5時間未満」（19.1%）となっており、育児の多くを女性が担っています（図表5）。

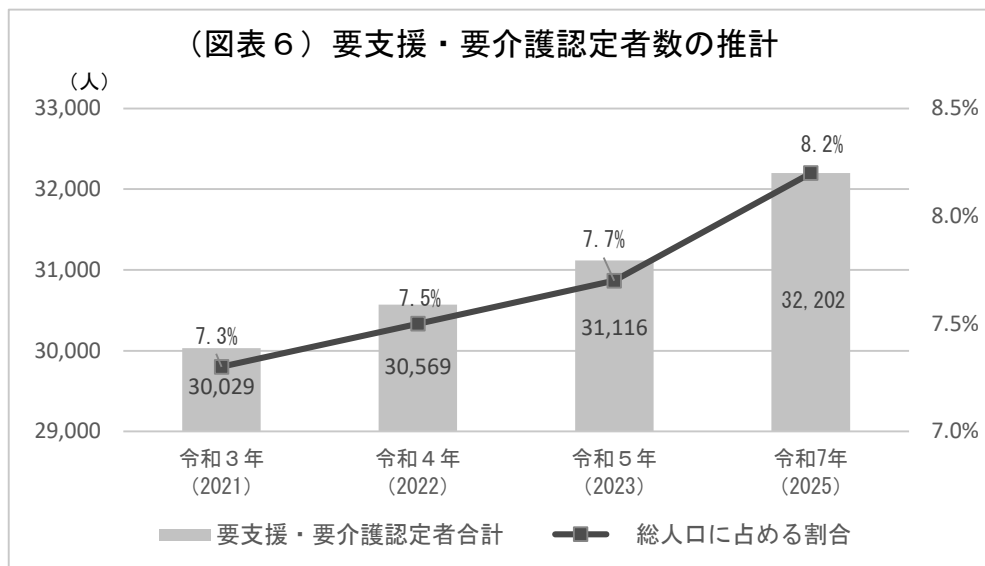
また、要支援・要介護者認定者数の推計を見ると、今後、要支援・要介護者認定者数と併せて総人口に占める割合も増加することが見込まれています（図表6）。

さらに、介護をしている15歳以上人口においては、どの年代においても女性がその多くを占めています（図表7）。

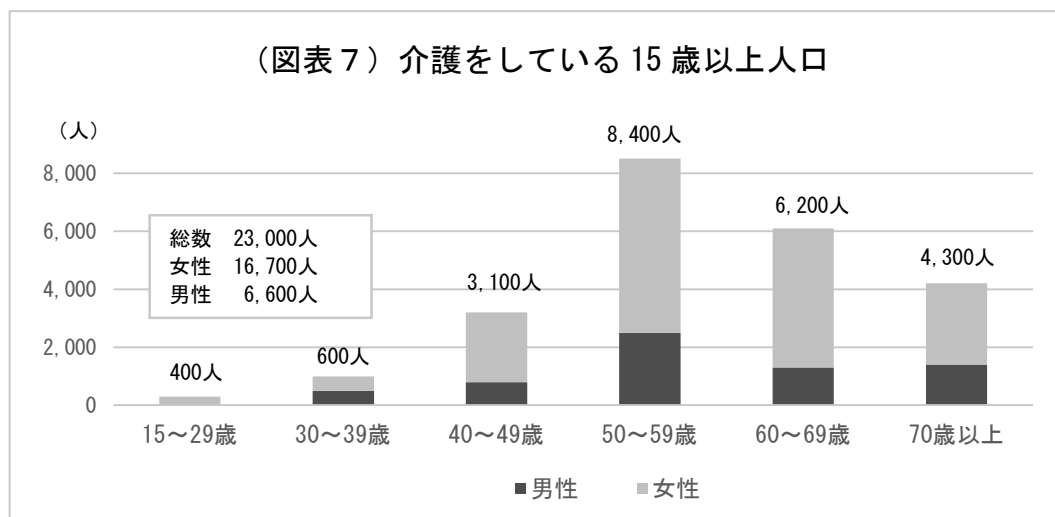
女性の社会進出が進み、女性の就業率が増えるなど、女性活躍の推進に向けた動きはあっているものの、現状では育児や介護の多くを女性が担っており、今後介護を必要とするかたが増えていくことから、育児や介護等に男性が参画できるような環境整備や意識啓発を一層推進することが求められます。



【出典】第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画



【出典】長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）



【出典】平成 29 年就業構造基本調査 (総務省統計局)

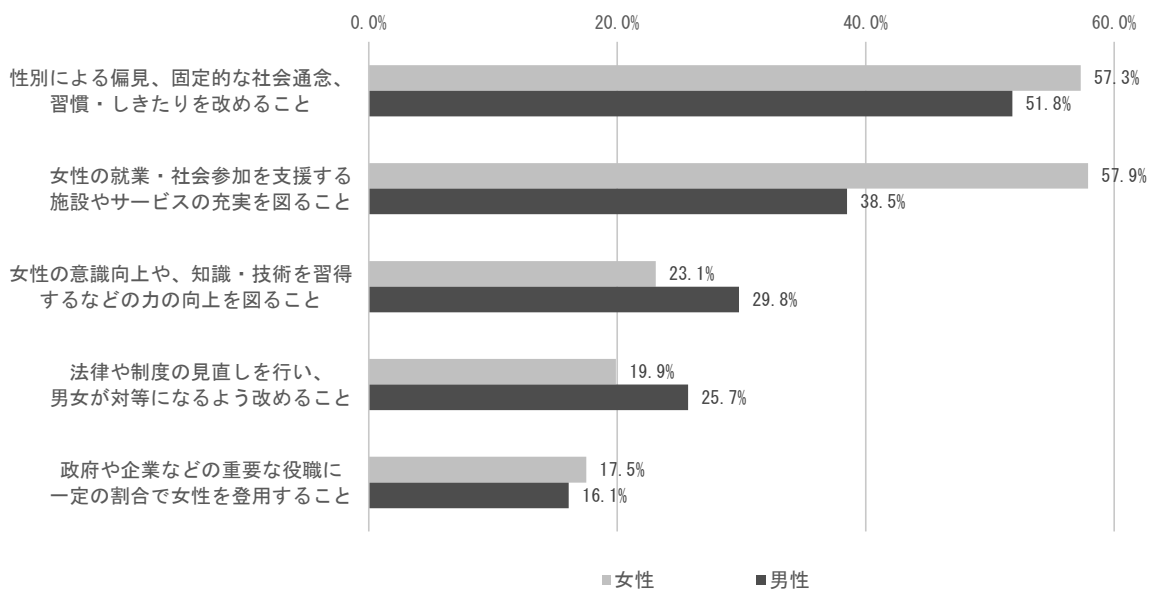
※総数に分類不能・不詳等の数値を含み、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と男女の合計は必ずしも一致しない。

平成 30 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「社会のあらゆる分野で男女が対等な立場でともに参画していくために必要なこと」について、全体で見ると「性別による偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(55.1%)が最も多く、次に「女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」(50.3%)と、この 2 項目で半数を超える割合を示しています(図表 8)。

男女別で見ても、この 2 項目が他の項目より高い割合を示していますが、このうち「女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」については、女性が男性より 19.4 ポイント高くなっています。

このように、固定的性別役割分担意識の解消のための情報発信を継続的に行っていくとともに、女性の就業や社会参加を支援するための環境整備や意識啓発に力を入れていくことが求められます。

(図表8) 社会のあらゆる分野で男女がともに参画していくために必要なこと



【出典】平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査

3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係

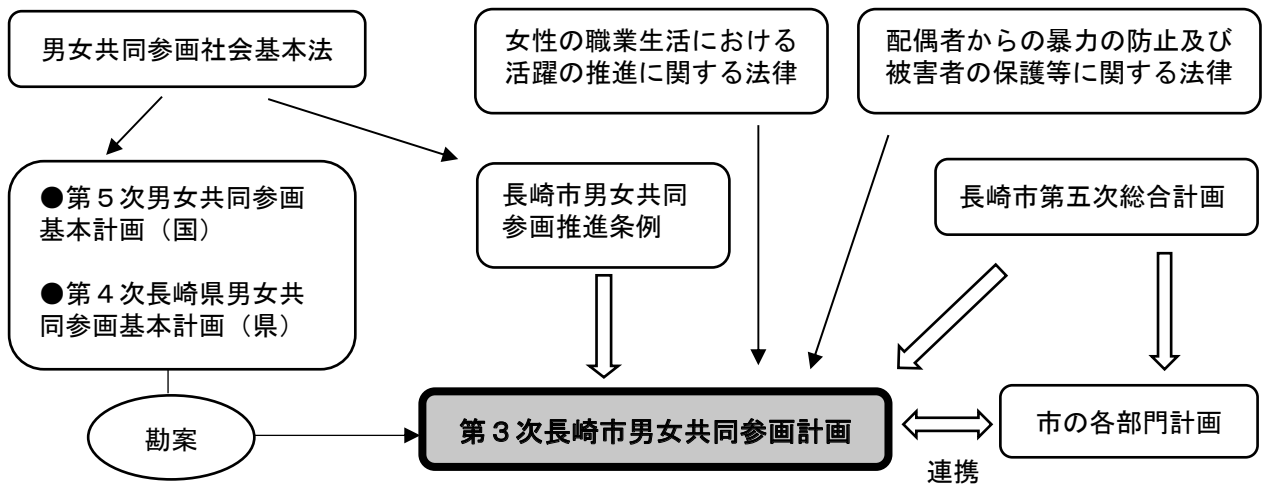
(1) 計画の位置づけ

ア 国の法律、市の条例等との関係

- (ア) この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (イ) 女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本的な計画です。
(推進目標ⅠからⅡの一部が関連)
- (ウ) DV防止法2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(17)が関連)

イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係

この計画は、長崎市第五次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組みと施策の方向を具体的に示したもので、国及び県の基本計画を勘案しつつ、長崎市第五次総合計画との整合性を図りながら、関連する他の部門の計画と連携して取り組む計画です。



ウ 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。

基本計画は、長崎市の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を踏まえ、計画の体系、計画の推進目標及び計画の主要課題を記し、その目標を達成するための施策の方向性を定めています。

行動計画では、主要課題を達成するための数値目標と具体的な取組みを定めています。

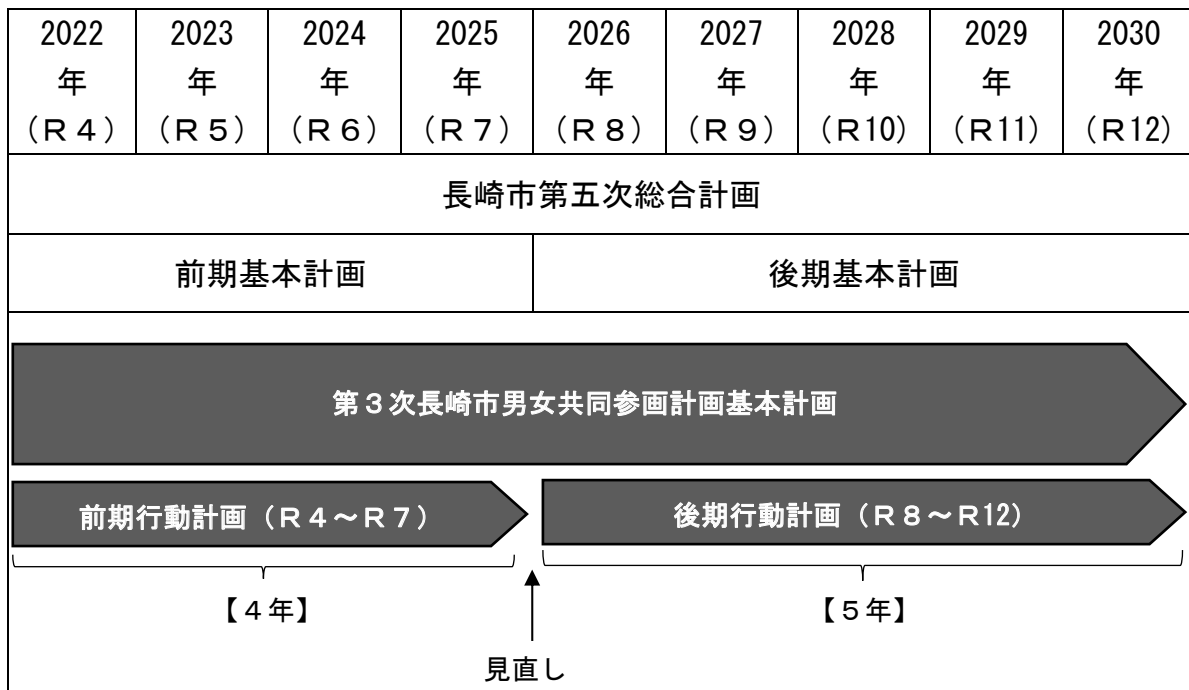
(2) 計画期間

基本計画は、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。

行動計画は、2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）までの4か年を前期、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5か年を後期とします。

後期行動計画については、前期行動計画の期間の社会情勢の変化や計画の進捗状況の評価を踏まえて、後期行動計画に反映させることとします。

第3次長崎市男女共同参画計画の期間



(3) SDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年9月25日に国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念とし、2030（令和12）年までの達成を目指す、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の各施策の方向性とも重なっており、本計画の各施策を着実に進めていくことで、SDGsの推進、目標達成にも繋がるものと考えています。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標 1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標 4【教育】 すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省パンフレット）

第2章 基本計画

第2章

基本計画

1 計画の基本理念

長崎市では、2002（平成14）年に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。今回の第3次計画においても、この基本理念に基づき策定しています。

【長崎市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調

（参 考）

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 推進目標と施策の方向

第2次計画においては、これまで男女共同参画が十分に進まなかった理由として、次の3つをあげています。

- 1 男女共同参画への理解がまだまだ浸透していないこと
- 2 様々な分野への男女の共同参画が進んでいないこと
- 3 男女共同参画社会の推進を阻害する要因である男女間の暴力被害が存在すること

これらの現状を踏まえ、将来の長崎市の姿として、

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

をめざし、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定するとともに、施策の方向を定め、男女共同参画の推進に向けた様々な取り組みを行ってきました。

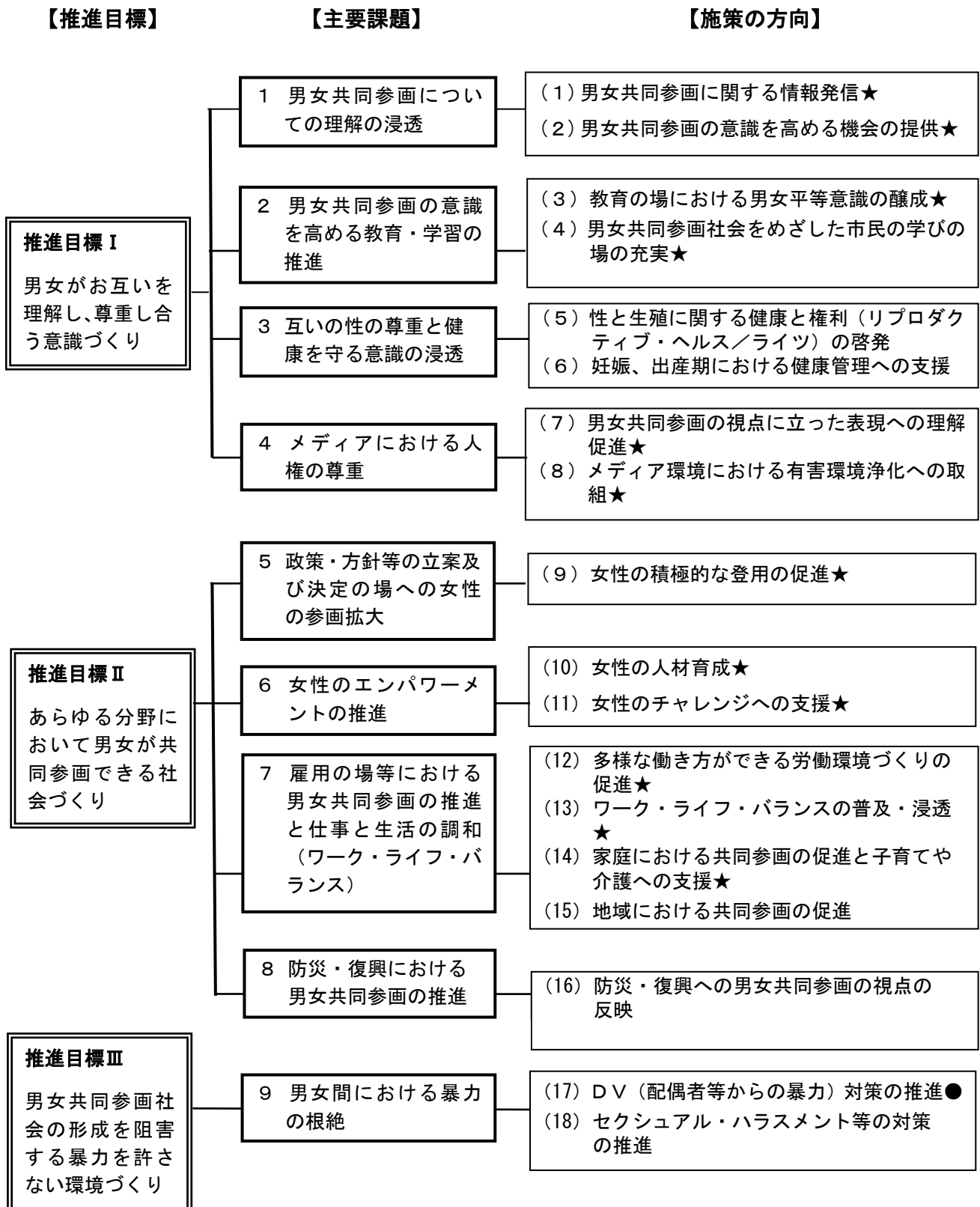
しかしながら、現時点においても、上記のような男女共同参画社会の実現を阻む課題は、まだ十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、第3次計画においても、第2次計画がめざす将来の長崎市の姿を引き継ぐこととします。

また、第2次計画と同様に、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定し、施策の方向を定めました。

＜施策の体系＞

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現



★：女性活躍推進法に基づく計画に位置付け
●：DV防止法に基づく計画に位置付け

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法では、すべての国民の基本的な権利が保障され、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の権利の尊重がうたわれており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ⁶ ）の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援
4 メディアにおける権利の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 (8) メディア環境における有害環境浄化への取組

⁶ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）は2021（令和3）年3月に「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数⁷（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。2021（令和3）年の日本の総合スコアは、156か国中120位と、先進国の中で最低レベルでした。特に、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進
6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 (11) 女性のチャレンジへの支援
7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進
8 防災・復興における男女共同参画の推進	(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

⁷ ジェンダーギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

DVやセクシュアル・ハラスメント⁸（以下「セクハラ」という。）のほかにも、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの様々な暴力が大きな社会問題となっており、特に女性がその被害の大半を占めています。

これらの様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではなく、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つでもあります。こうした暴力の背景には、男女間の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの男女共同参画の妨げとなる根本的な要因があります。

DVやセクハラなどの様々な暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることから、引き続き被害防止、加害防止につながるための啓発等を行い、若年層も対象とした教育を行う必要があります。

主要課題	施策の方向
9 男女間における暴力の根絶	(17) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進 (18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

⁸ セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

第3章 前期行動計画

「第3章 前期行動計画」の見方

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題ごとに、現状、施策の方向を記載しています。

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります（以下略）。

「主要課題」の進捗を図るための指標と基準値、目標値を記載しています。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5%	人権男女共同参画室

【関係が深いSDGs】



「主要課題」に関係が深いSDGsを記載しています。

施策の方向(1)

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や情報発信に努めます。

施策の方向に沿って取り組む内容

「施策の方向」に沿って取り組む内容を記載しています。

指標番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室

第3章 前期行動計画

1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

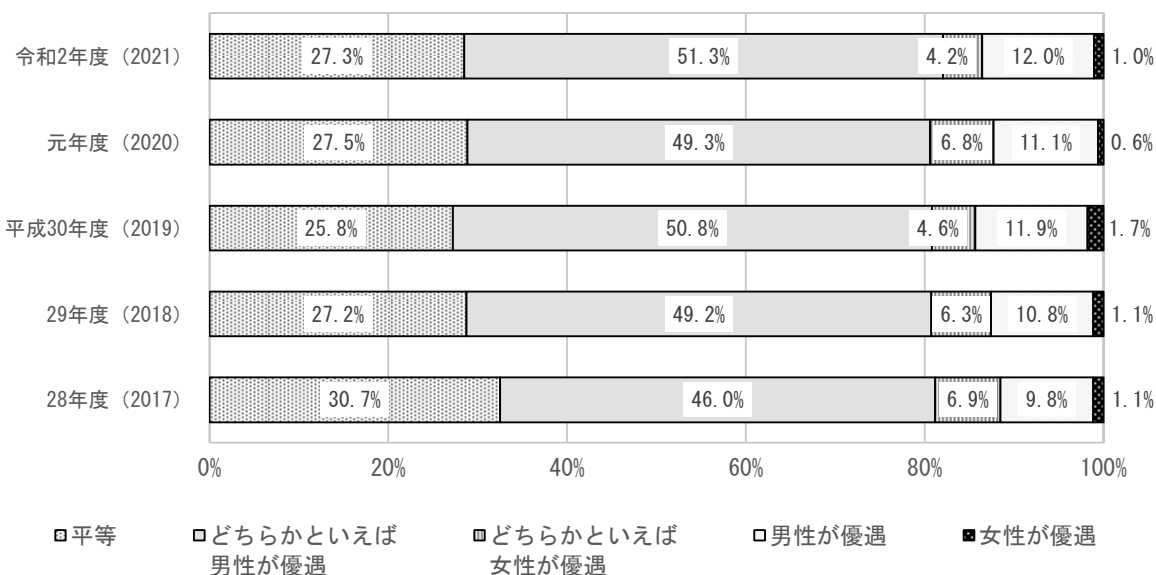
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯で作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります(図表10)。

男女共同参画に関する様々な取り組みや制度の整備などは進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。

また、国においては、世界の動きと軌を一にして男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取り組みが進められています。

このため、世界の動きにも目を向けながら、あらためて男女共同参画の視点に立ち、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるようにするとともに、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する知識の普及と啓発に努めます。

(図表10) 「社会全体でみた場合に、男女は平等になっていますか」



出典「長崎市市民意識調査」(長崎市)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5%	人権男女共同参画室
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	4,500人 (H28～R元年度平均)	4,700人	人権男女共同参画室
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	76.2% (H29～R2年度平均)	100%	人権男女共同参画室

【関連が深いSDGs】



施策の方向（1）

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や情報発信に努めます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室

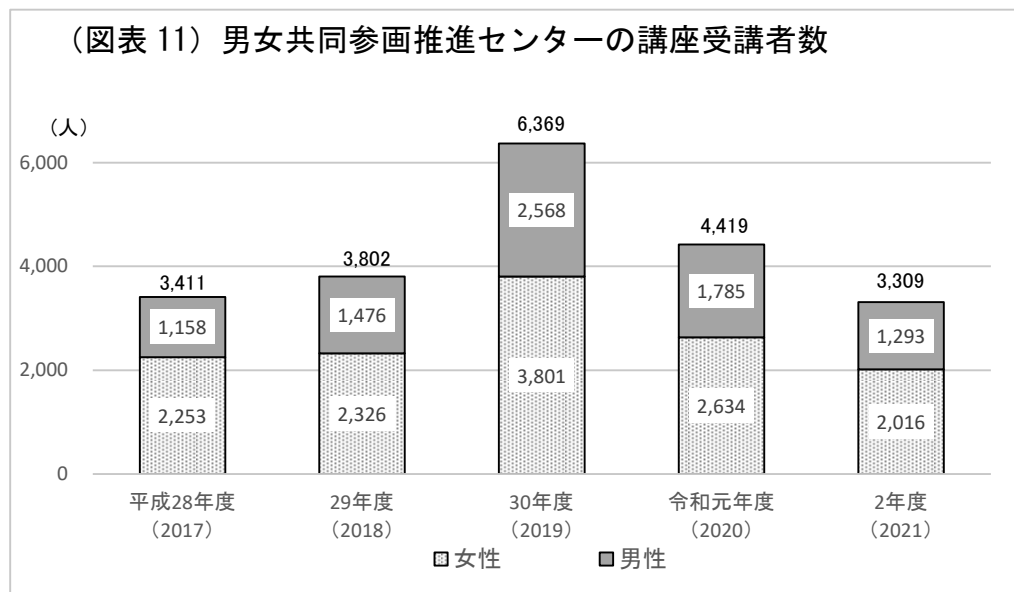
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室
---	-------------------	-----------	-----------

施策の方向（2）

男女共同参画の意識を高める機会の提供

男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）は、長崎市における男女共同参画を推進する拠点施設です。同センターを中心に、男女共同参画について市民が関心や興味を持って考える機会となるような講座や講演会等を実施し、拠点施設としての機能の充実を図ります。

（図表 11）男女共同参画推進センターの講座受講者数



出典「男女共同参画推進センター事業概要及び事業報告」（男女共同参画推進センター）

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室

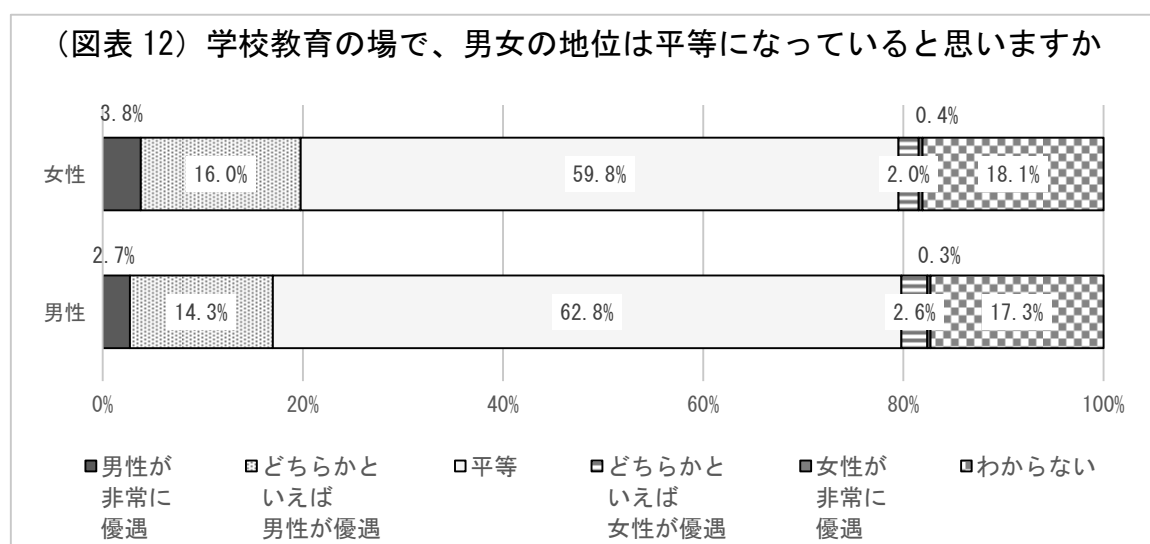
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが自立して個性や能力を発揮し、社会活動に参画することが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、幼少の頃から形成されてきており、誰にでも存在します。

このため、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要となりますので、子どもの頃から男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行う必要があります（図表12）。

また、社会全体の男女共同参画意識の機運を醸成するために、家庭や地域、職場などの社会のあらゆる場においても、学びの機会を提供できるよう、学びの場の充実を図ります。



出典「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府男女共同参画局）

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
4	職業講話の実施校の割合 (学校運営調査)	77.1% (H29~R2年度平均)	80%	学校教育課
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	10回 (H28~R2年度平均)	18回	人権男女共同参画室

【関係が深いSDGs】



施策の方向（3）

教育の場における男女平等意識の醸成

次世代を担う子どもたちが個性や能力を発揮して成長することができるよう、子どもの頃から、男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育や講座の実施に取り組んでいきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習課

施策の方向（4）

男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場において学ぶ機会を提供するとともに、未就学児を持つ方も気軽に参加できるよう、講座開催時に一時保育を実施するなど、学びの場の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習課

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

男女が互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成のために大切です。

健康な生活を送るためには、心身及びその健康について、正確な知識や情報を入手できるようにする必要があります。特に女性の心身状態は年代によって大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を広げます。

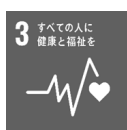
近年、働く女性が増え、女性のライフスタイルが多様化しており、婚姻年齢や出産年齢が上昇している中でも、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることと併せて、男女ともに、妊娠や出産を正しく理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮することが必要です。

そのため、それぞれの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたり健康を包括的に支援するための取組みを行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
6	性教育に係る外部講師の活用率	27.0% (R2年度)	37.0%	健康教育課
7	妊婦の健康相談対応件数	2,919件 (R元年度)	2,919件	子育てサポート課

【関連が深いSDGs】



施策の方向（5）

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発

性と生殖について、人権意識に基づいた正しい知識を身につけることができるよう、幅広い世代への啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組 番号	取組内容	対象	所管課
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習課
17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	健康教育課
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民（主に中・高・大学生）	地域保健課
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室

施策の方向（6）

妊娠、出産期における健康管理への支援

男女ともに、妊娠や出産に関する正しい知識や情報を得て理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮できるよう、健康診査や保健指導、相談等を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組 番号	取組内容	対象	所管課
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課
21	両親学級の開催	妊婦とその配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

現代社会は、様々な媒体から多くの情報が流されており、固定化された男女の姿や人権を侵害するような性暴力表現などの情報は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、メディアからの情報の影響は大変大きいものとなっています。

このため、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組むとともに、市民がメディアの情報を主体的に読み解き、判断する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための機会を提供します。

公共性の高い空間においては、青少年が性や暴力の表現に安易に接することができる環境は有害となる場合もあるため、そのような表現を含む情報との隔離を適切に行うよう啓発を行います。

また、近年の急速なスマートフォンの普及により、インターネット利用が拡大しており、私たちはいつでもどこでも必要に応じて、情報を簡単に入手することができます。青少年の心身の成長に悪影響をもたらす有害な情報に対する予防対策について、周知・啓発を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
8	把握している社会環境実態調査対象店舗(市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など)への調査実施率	71.7% (R元年度)	100%	少年センター

【関連が深いSDGs】



施策の方向(7)

男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

固定化された男女の姿や、趣旨とは関係ないことで性的な表現を用いているような場合には、人権尊重の視点、男女共同参画の視点に立って考えたうえで、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組めます。

また、スマートフォンの急速な普及により、インターネットによる情報の収集や発信が容易になっています。このため、市民がメディア情報を主体的に読み解き、判断し、適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための情報発信や学習の機会を提供します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	継続して取り組む内容	対象	所管課
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるための広報責任者研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室

施策の方向（8）

メディア環境における有害環境浄化への取組

性や暴力の表現や情報に安易に接することができる環境は、特に青少年の心身の健全育成にとって悪影響を及ぼすことから、公共性の高い空間においては、そのような表現を含む情報からの適切な隔離について、また、コミュニティサイトやSNS等のメディア環境においては、有害なサイトに対するアクセス制限などの予防対策について、周知・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
25	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	事業者	少年センター
26	白ポストによる有害図書類の回収	市民	少年センター
27	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	P T A	生涯学習課

2 推進目標Ⅱ あらゆる分野において

男女が共同参画できる社会づくり

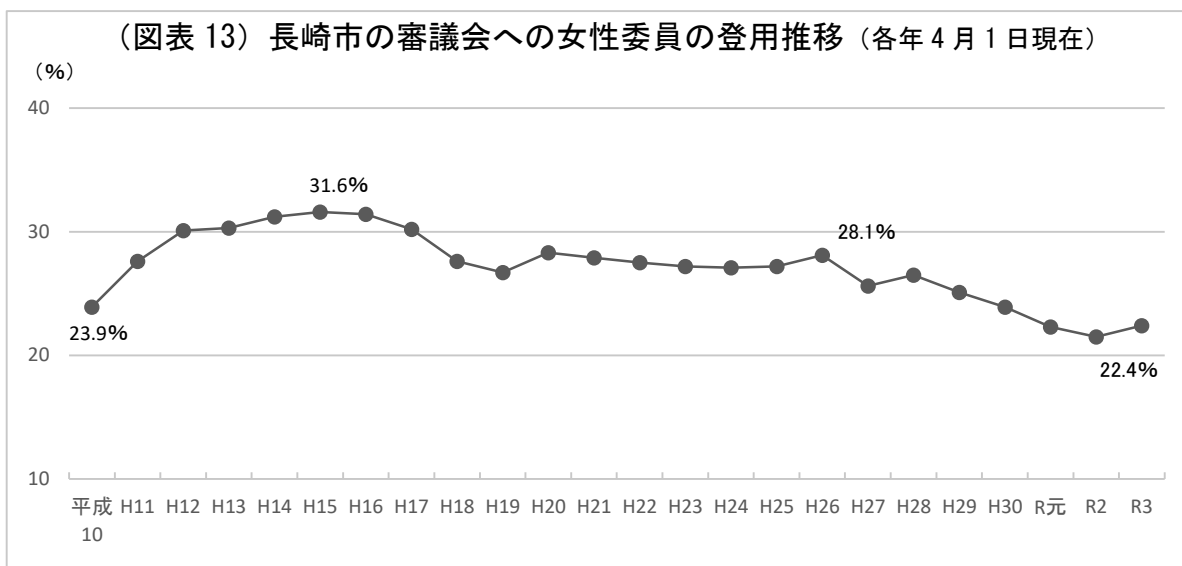
主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

国際社会においては、2015（平成27）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）について、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

また、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」にするため様々な取組みが進められてきましたが、その目標達成は厳しいため、新たに「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう目指す」目標をたてています。

そのような中、本市における審議会等への女性の登用率は、近年減少傾向にあり（図表13）、中核市の平均を下回っています（図表14）。このため、市役所自らが女性の参画拡大に積極的に取り組むことと併せて、民間企業等への情報提供や意識啓発を行うことで、女性の参画拡大を推進します。



※地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(内閣府男女共同参画局)

(図表 14) 中核市における審議会等の女性委員の登用率

(2021(令和3)年4月1日現在)

No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率
1	函館市	24.8%	22	富山市	26.8%	43	明石市	28.0%
2	旭川市	25.8%	23	金沢市	26.8%	44	西宮市	32.9%
3	青森市	24.0%	24	福井市	32.4%	45	奈良市	32.1%
4	八戸市	27.6%	25	甲府市	23.6%	46	和歌山市	30.0%
5	盛岡市	29.7%	26	長野市	32.6%	47	鳥取市	30.7%
6	秋田市	22.5%	27	松本市	32.6%	48	松江市	35.5%
7	山形市	29.9%	28	岐阜市	27.9%	49	倉敷市	29.8%
8	福島市	34.6%	29	豊橋市	29.5%	50	呉市	22.3%
9	郡山市	28.5%	30	岡崎市	24.9%	51	福山市	26.3%
10	いわき市	30.4%	31	一宮市	32.3%	52	下関市	29.4%
11	水戸市	33.4%	32	豊田市	26.6%	53	高松市	39.6%
12	宇都宮市	26.8%	33	大津市	38.0%	54	松山市	43.0%
13	前橋市	22.5%	34	豊中市	31.5%	55	高知市	32.0%
14	高崎市	26.2%	35	吹田市	34.5%	56	久留米市	45.1%
15	川越市	29.9%	36	高槻市	29.5%	57	長崎市	22.4%
16	川口市	27.6%	37	枚方市	35.4%	58	佐世保市	21.3%
17	越谷市	32.1%	38	八尾市	31.7%	59	大分市	27.8%
18	船橋市	29.4%	39	寝屋川市	27.2%	60	宮崎市	30.1%
19	柏市	34.7%	40	東大阪市	32.1%	61	鹿児島市	35.3%
20	八王子市	26.5%	41	姫路市	34.2%	62	那覇市	39.2%
21	横須賀市	29.0%	42	尼崎市	37.5%			
平均	30.3%		最大	久留米市	45.1%	最小	佐世保市	21.3%

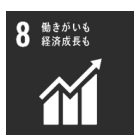
※地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(内閣府男女共同参画局)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2 年度平均)	40%	行政体制整備室
10	市役所の女性職員の管理職への登用率	16.2% (H28～R2 年度平均)	20.0%	人事課

【関連が深いSDGs】



施策の方向（9）

女性の積極的な登用の促進

政策・方針等の決定過程に男女が共に参画することを目指す中で、その過程に参画する女性の割合は未だ低いため、市役所において、審議会や管理職への女性の積極的な登用促進を図るとともに、民間企業等への情報提供や意識啓発を行います。

（図表 15）中核市における市職員一般行政職の管理職への女性の登用率

（2021（令和3）年4月1日現在）

No.	都市名	一般行政職 の管理職	No.	都市名	一般行政職 の管理職	No.	都市名	一般行政職 の管理職
1	函館市	16.4%	22	富山市	10.1%	43	明石市	16.2%
2	旭川市	11.1%	23	金沢市	9.6%	44	西宮市	11.4%
3	青森市	12.7%	24	福井市	24.6%	45	奈良市	29.3%
4	八戸市	8.9%	25	甲府市	4.7%	46	和歌山市	8.0%
5	盛岡市	8.7%	26	長野市	5.2%	47	鳥取市	15.6%
6	秋田市	15.3%	27	松本市	12.4%	48	松江市	21.2%
7	山形市	12.9%	28	岐阜市	11.2%	49	倉敷市	7.6%
8	福島市	11.1%	29	豊橋市	13.5%	50	呉市	6.1%
9	郡山市	8.0%	30	岡崎市	17.4%	51	福山市	12.5%
10	いわき市	7.9%	31	一宮市	11.5%	52	下関市	8.2%
11	水戸市	11.9%	32	豊田市	6.7%	53	高松市	9.3%
12	宇都宮市	14.6%	33	大津市	6.7%	54	松山市	4.3%
13	前橋市	12.2%	34	豊中市	16.0%	55	高知市	13.1%
14	高崎市	12.7%	35	吹田市	31.3%	56	久留米市	13.8%
15	川越市	9.8%	36	高槻市	15.2%	57	長崎市	16.8%
16	川口市	11.2%	37	枚方市	15.8%	58	佐世保市	9.1%
17	越谷市	14.4%	38	八尾市	10.7%	59	大分市	12.9%
18	船橋市	11.2%	39	寝屋川市	15.0%	60	宮崎市	16.1%
19	柏市	18.5%	40	東大阪市	9.0%	61	鹿児島市	12.2%
20	八王子市	14.2%	41	姫路市	11.3%	62	那覇市	20.0%
21	横須賀市	12.1%	42	尼崎市	12.9%			
平均	12.7%		最大	吹田市	31.3%	最小	松山市	4.3%

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府男女共同参画局）

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
28	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	市関係課 行政体制整備室
29	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室
30	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課
31	女性職員の管理職への登用（管理職：課長級以上の職員）	市職員	人事課

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

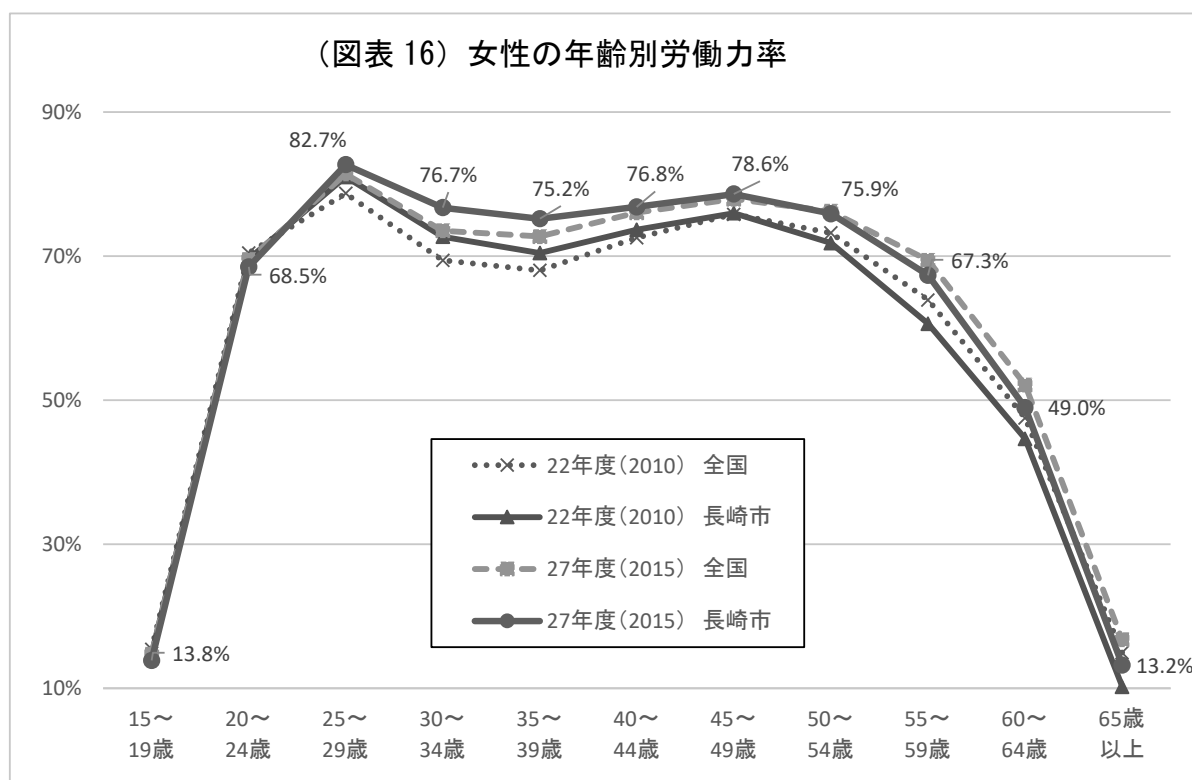
女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画できるようにするためには、社会の仕組みを整えるとともに、女性が社会的にその能力を発揮できるようにエンパワーメントを支援していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図ります。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組みや保育の受け皿整備、両立支援等のこれまでの官民の積極的な取組みにより、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下する「M字カーブ」問題は解決に向かっています(図表16)。

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が安心して子育てしながら、再チャレンジできる社会の実現をめざします。

また、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。



出典「国勢調査」(総務省統計局)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	13回 (H28～R2年度平均)	18回	人権男女共同参画室

【関連が深いSDGs】



施策の方向 (10) 女性の人材育成

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
32	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
33	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
34	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	農業者	農林振興課
35	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室
36	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室

施策の方向（11）

女性のチャレンジへの支援

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
37	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室
38	漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	漁業者	水産振興課
39	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

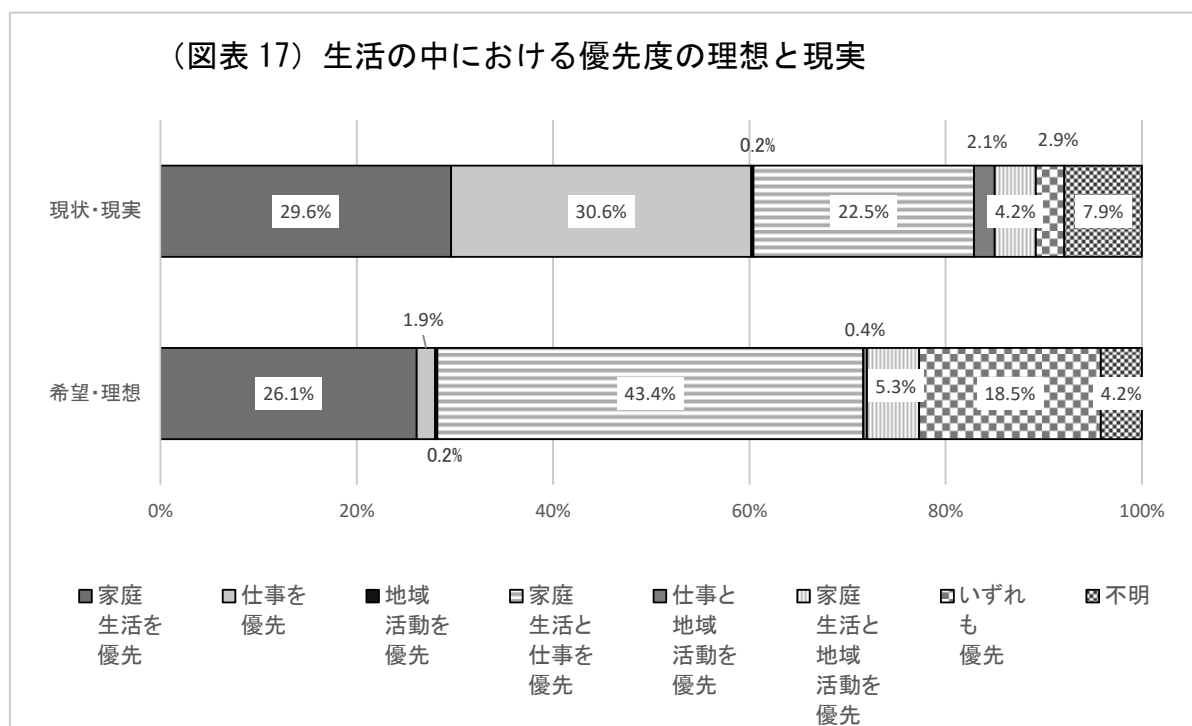
働きたいすべての人がいきいきと働くことができる環境づくりは、社会経済にとっても、ダイバーシティの推進や多様な視点による新しい価値の促進につながります。

働きたいすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となってきますが、理想と現実にはまだ大きな隔たりがあります（図表 17）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に非正規雇用労働者の多くを占める女性の雇用や所得に影響が現れている一方、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方が広がりを見せています。

性別にかかわらず誰もが社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるようにするためには、法や制度等の整備だけでなく、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、実践する必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発等を図るとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画の推進を図ります。



出典「平成 30 年度男女共同参画に関する市民意識調査」（長崎市）

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
12	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (H28～R2年度平均)	3事業所	人権男女共同参画室
13	市役所の男性職員の育児休業取得率	7.4% (R2年度)	13% ※各年度	人事課
14	待機児童数	0人 (R元年度)	0人	幼児課
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人	こどもみらい課
16	地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7%	自治振興課

【関連が深いSDGs】



施策の方向 (12)

多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

性別にかかわらず均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別による差別的取り扱いやハラスメントがない、働きやすい職場環境づくりの啓発を推進します。

また、働きたい人の均等な機会と待遇が確保され、その能力を十分に発揮できるよう、労働に関する法制度等の情報提供や啓発を行い、労働に関する相談に対応し、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
40	「長崎市市政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民 事業者	産業雇用政策課

41	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民 事業者	人権男女共同参画室
42	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課
43	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室
44	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課
45	市職員（新規採用職員や管理職等）へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
46	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課
47	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室
48	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課
49	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
50	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室

施策の方向（13）

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、仕事と子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて啓発等を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
51	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室

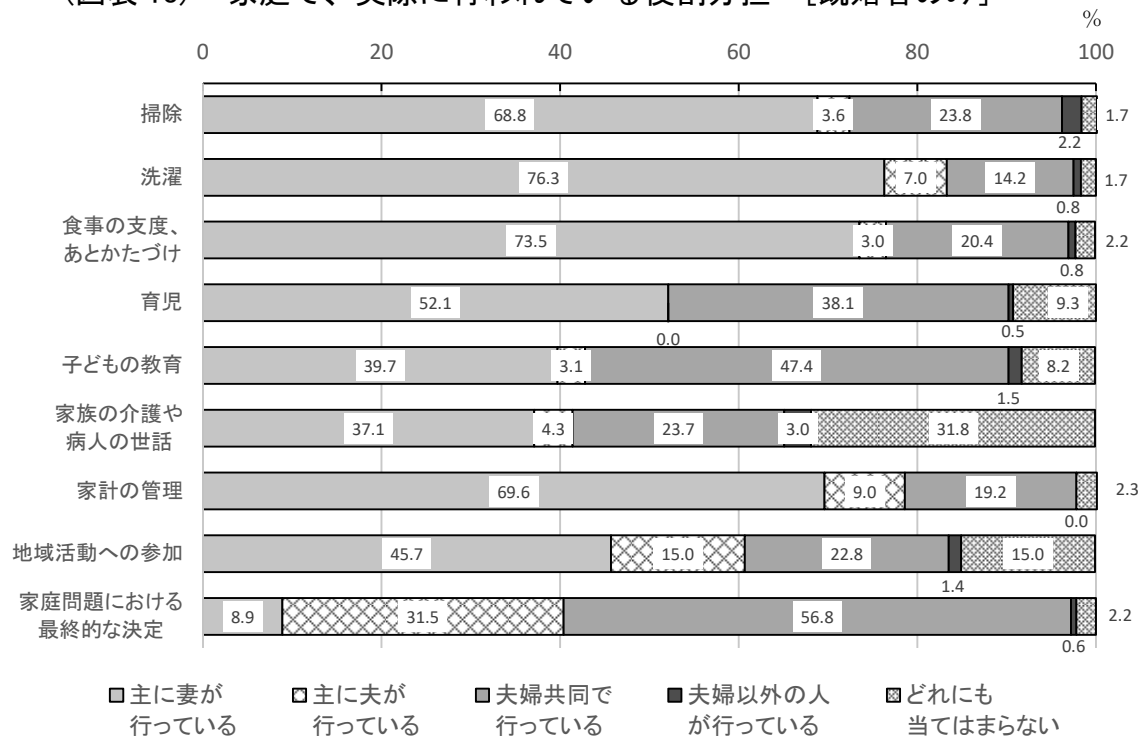
52	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室
53	女性農業者の経済的地位の確立のための家族経営協定の締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進）	農業者	農林振興課
54	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	産業雇用政策課

施策の方向（14）

家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

現代の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図るとともに、女性への子育てや介護に関する負担の軽減と、男性も主体的に子育てや介護に参画するための啓発を図ります。

（図表 18） 家庭で、実際に行われている役割分担 [既婚者のみ]



出典「平成 30 年度男女共同参画に関する市民意識調査」（長崎市）

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
55	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課
56	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課
57	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言（お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置）	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課
58	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業（ファミリー・サポート・センターの運営）	市民	子育てサポート課
59	医療費自己負担額の一部助成 （中学生以下の児童を対象に、その保護者に対し、保険診療にかかる医療費自己負担額の一部助成）	中学生以下の児童	こども政策課
60	ひとり親家庭への支援 （生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援）	ひとり親家庭	こども政策課
61	待機児童の解消及び認定こども園への移行の促進	就学前児童、保護者	幼児課
62	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 （一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施）	児童	幼児課
63	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課
64	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民（男性）	人権男女共同参画室 生涯学習課
65	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課

施策の方向（15）

地域における共同参画の促進

生活に密接に関連する地域社会において、性別にかかわらず誰もが協力し、主体的に関わることができるよう意識啓発に取り組むとともに、ボランティア等の活性化を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
66	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室
67	市民活動センターの設置・運営（市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点）	市民	市民協働推進室
68	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習課
69	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課
70	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室
71	男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	市民	人権男女共同参画室

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その大きさが決まってくると考えられます。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより多くの影響を受けることが指摘されています。

非常時には、家事・育児・介護等が女性に集中する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。また、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などが顕在化するなど、平常時の課題が顕著になります。

このため、男女共同参画の視点を取り入れて、性別による災害から受ける影響の違いなどに配慮した平常時の備えや災害対応を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7年度)	所管課
17	女性市民防災リーダー数	201人 (R2年度)	250人	防災危機管理室

【関連が深いSDGs】



施策の方向（16）

防災・復興への男女共同参画の視点の反映

災害時における男女のニーズの違い等を把握して、女性の視点を反映させるため、防災分野における女性の参画の拡大や、防災・復興の現場における男女共同参画を推進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
72	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室

73	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室
74	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
75	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室

3 推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を

許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女間の社会的地位や経済力の格差などの男女がおかれた状況の違いや、根強い偏見等が存在しています。

平成30年度に長崎市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、女性の27.7%が、自分自身や身近な人が被害にあったり、暴力被害について相談されたことがあると回答しています（図表19）。

また、コロナ禍による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数が増加しており、その深刻化が懸念されています。

暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。それぞれが社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するために、あらゆる男女間の暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、若年層からの未然防止啓発のための講座を開催します。また、相談窓口の周知や、相談体制の充実など、被害者の支援対策を推進します。

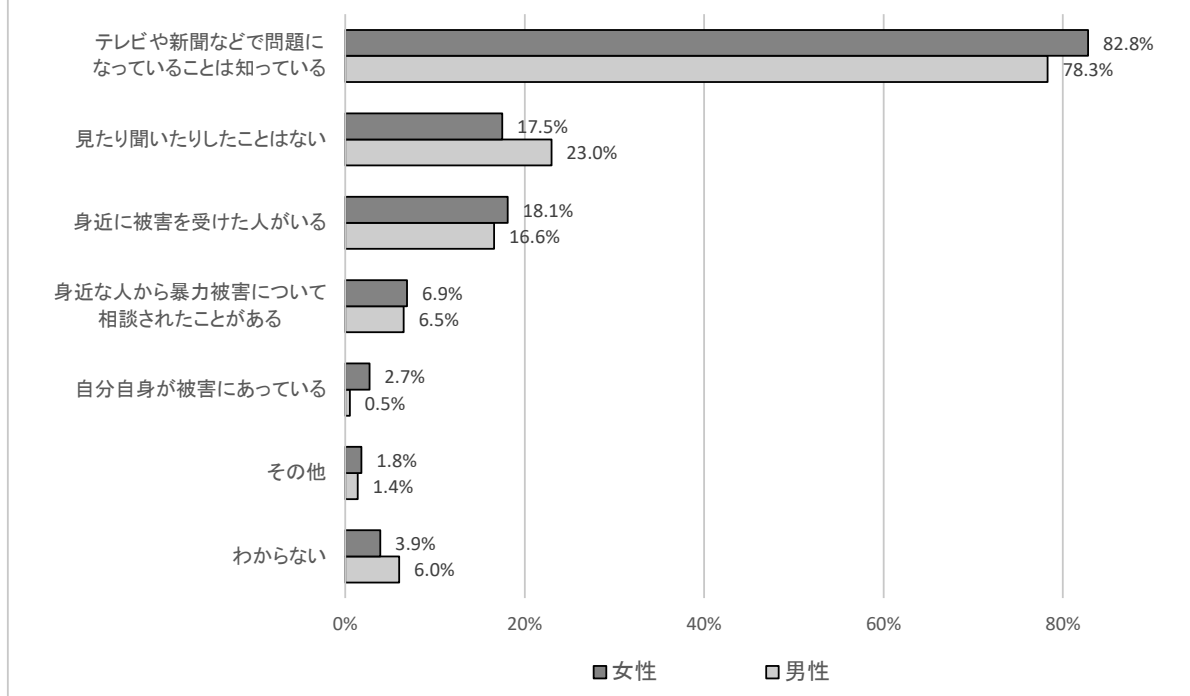
長崎市では、家庭や夫婦間の悩み、DV、職場や地域での問題の相談を受けるアマルانس相談に、平成23年4月から配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、必要な助言、関係機関の情報提供等、被害者の意思を尊重しながら支援を行っています。

DV行為は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで様々な形で連携していくことが求められます。そのため、関係各課、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図ります。

また、女性の社会進出が進むにつれて、配慮すべき問題の一つにセクハラがあります。雇用の場におけるセクハラ防止については、男女雇用機会均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校・研究分野・地域活動などあらゆる分野においても、セクハラの未然防止が必要です。

このため、セクハラ等防止の講座開催や、ホームページ等を活用した情報発信による意識啓発を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施や相談機関の周知を行います。

(図表 19) 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）異性からの暴力（DV）
やその被害について、見たり聞いたりしたことがありますか【複数回答】



出典「平成 30 年度男女共同参画に関する市民意識調査」（長崎市）

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R7 年度)	所管課
18	デートDV防止授業開催数	22 回 (H28~R 元年度平均)	23 回	人権男女共同参画室 学校教育課
19	アマランス相談の認知度	44.3% (H30 年度)	53.0%	人権男女共同参画室

【関連が深いSDGs】



施策の方向（17）

DV（配偶者等からの暴力）対策の推進

DV防止のための講座開催や情報発信等による啓発を図るとともに、主に長崎市内の中学校等において、「デートDV防止授業」を民間団体の協力を得ながら、積極的に実施しています。DVの正しい知識と心と身体の大切さなど、対等な人間関係の形成を図る意識啓発を推進します。

また、関係各課や、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図り、DV被害者の支援を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
76	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
77	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室
78	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課
79	相談員の資質向上及び心理的ケア（ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加）	相談員	人権男女共同参画室
80	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室
81	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的外使用の住戸）の確保	DV被害者	建築総務課
82	DVに関する相談（アマランス相談）	市民	人権男女共同参画室
83	一般相談、法律相談（市民相談）	市民	自治振興課
84	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置（住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限）	DV被害者	住民情報課
85	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室
86	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課

87	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課
88	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営 (障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課
89	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課

施策の方向 (18)

セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

あらゆる分野でのセクハラやモラル・ハラスメント⁹等の未然防止のため、講座の開催やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施及び相談機関の周知を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
90	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
91	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室

⁹ モラル・ハラスメント（モラハラ）とは、身体的ではなく、精神的・情緒的な次元を通じて行われる継続的な倫理観でのいじめ・嫌がらせなどの行為のこと。

第4章 推進体制

第4章

推進体制

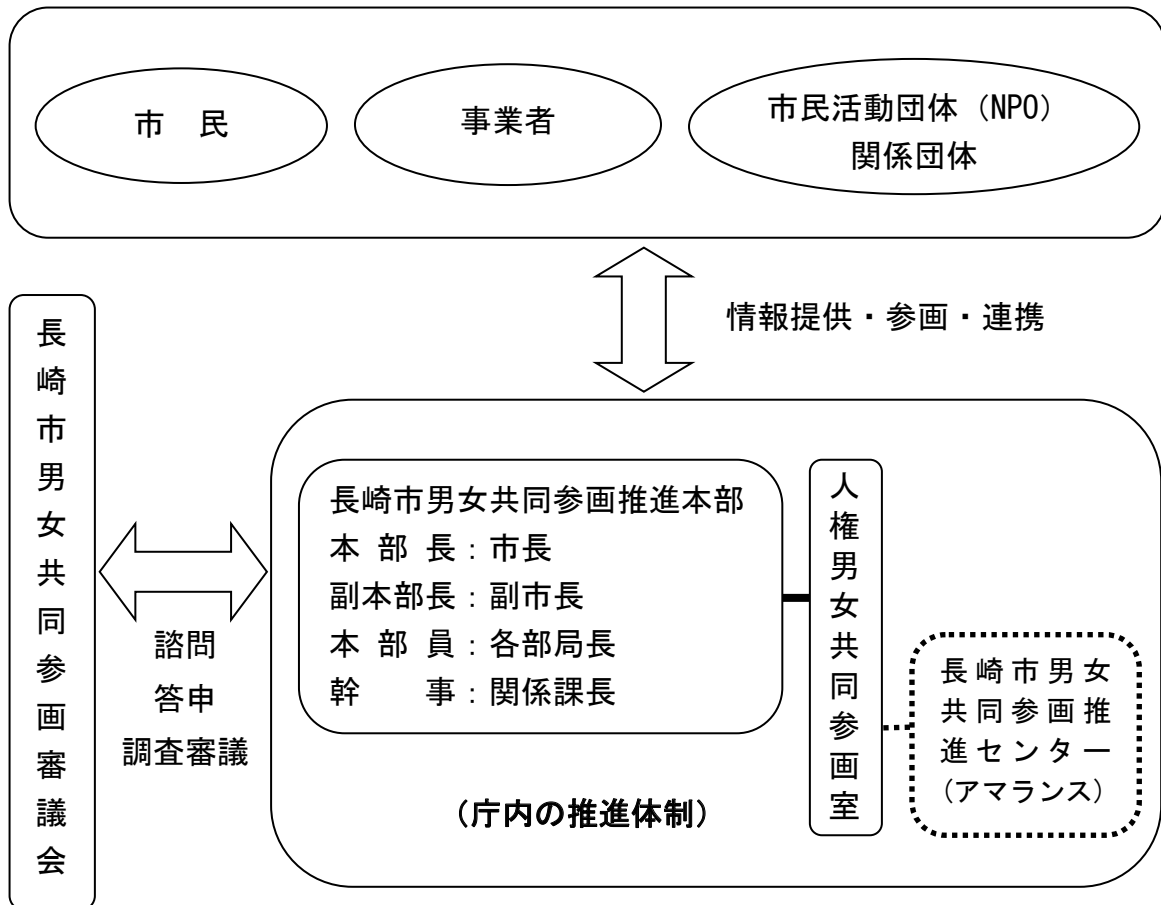
男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進に向けては、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発等を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

<長崎市男女共同参画推進体制図>



第5章 主要指標、
主要課題とSDGs
の17のゴールとの
関係

第5章 主要指標

前期行動計画に掲げる成果指標をまとめると、次のとおりとなります。

なお、主要指標については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな主要指標の設定などを行います。

主要指標一覧の記載項目

- 基準値・・・・・・・・・・ 目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。直近値を原則としますが、コロナ禍の影響等により、直近値が異常値となる場合などは、各指標の状況に応じて、直近値以外の数値を設定しています。
- 基準年度・・・・・・・・・・ 基準値を設定した際の年度を記載しています。
- 目標値・・・・・・・・・・ 令和7年度（2025年度）の目標値を記載しています。
- 指標の説明・・・・・・・・・・ ①指標の説明、②指標とした理由、③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方を記載しています。

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	27.7%	H28～R2 年度平均	30.5%	①社会全体でみた場合に、男女が平等になっていると感じている市民の割合。 ②割合が増えることで男女共同参画意識の醸成が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査の結果により把握する。 ④毎年少しでも増加させることをめざし、令和7年度には30.5%とすることを目標とする。
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	4,500人	H28～R 元年度平均	4,700人	①男女共同参画推進センター主催講座の受講者数。 ②参加者が増加することで、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。 ③参加者数の実績により把握する。 ④新型コロナウイルス感染症拡大により受講者が減少していることから、コロナ禍前の4カ年平均（4,500人）を基準値とし、令和7年度までに4,700人となることを目指す。
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	76.2%	H28～R2 年度平均	100.0%	①参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合。 ②理解度が増加することで、男女共同参画についての正しい知識を得る機会を創出できていると考えられるため。 ③参加者アンケートの結果により把握する。 ④参加者の理解度が100%となることを目指す。

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
4	職業講話の実施校の割合（学校運営調査）	77.1%	H29～R2年度平均	80.0%	①学校運営調査による職業講話の実施校の割合。 ②割合が増えることで、男女共同参画について学習する場が増え、児童生徒の理解が深まると考えるため。 ③学校運営調査により把握する。 ④毎年少しずつでも増加させることを目指し、令和7年度には80.0%とすることを目標とする。
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	10回	H28～R2年度平均	18回	①男女共同参画に関する派遣講座の実施回数。 ②実施回数が増加することで、広く男女共同参画に関する学習の場を提供することができるため。 ③実施回数の実績値により把握する。 ④毎年2回ずつ増加することとし、令和7年度に18回となることを目指す。

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
6	性教育に係る外部講師の活用率	27.0%	R2年度	37.0%	①性教育に関する専門医等の外部講師を活用した学校の割合。 ②割合が増えることで、事後指導等も含めて、より充実した性教育が実施できると考えるため。 ③年度末に性教育に関する調査を各学校に実施する。 ④外部講師を活用する学校が令和2年度を下回ることがないように、学校への周知を図り、目標値への到達を目指す。
7	妊婦の健康相談対応件数	2,919件	R元年度	2,919件	①妊婦の健康相談対応件数（延件数）。 ②妊娠期の相談支援により、妊娠・出産・子育てへの不安軽減につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④母子健康手帳交付数は年々減少する中、交付後の相談対応は増加傾向にあることから、基準値と同数を目標とする。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
8	把握している社会環境実態調査対象店舗（市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など）への調査実施率	71.7%	R元年度	100.0%	①把握している調査対象店舗への調査実施率。 ②これまでは調査回数を成果指標としていたが、把握している調査対象店舗に対しての調査実施率の方がより実施状況を把握できるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④新規開店の店舗などを含め、最低年に1回調査し、調査実施率100%をめざす。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.9%	H28～R2 年度平均	40.0%	①市の審議会等への女性委員の登用率。 ②割合が増えることで、市役所自らが女性の参画に取り組むことを示すとともに、あらゆる場面で女性が参画する社会が実現していると考えられるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④附属機関の男女の比率が一方井に偏らないよう努める（片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮する）市の方針を目標とする。
10	市役所の女性職員の管理職への登用率	16.2%	H28～R2 年度平均	20.0%	①市の一般事務職における女性管理職（課長級以上）の割合。 ②令和2年度に長崎市特定事業主行動計画として策定した「長崎市職員ワークライフバランス推進計画」において目標値を設定しているため。 ③各年4月1日時点の割合。 ④一般事務職の女性職員が他の職と比較して人数が最も多く、大きな課題に対応するものとして指標に設定する。 なお、前回の特定事業主行動計画で目標値を20%に定めており、前回計画時の実績が目標値を達成するができなかったことから、引き続き同じ目標値を設定する。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	13回	H28～R2 年度平均	18回	①女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座開催数。 ②実施回数が増加することで、人材育成及びエンパワーメントを図る機会をより多く確保することができるため。 ③実施回数の実績により把握する。 ④5カ年平均（13回）を基準値とし、令和7年度までに18回となることを目指す。

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
12	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所	H28～R2 年度平均	3事業所	①男女イキイキ企業の表彰事業所数。 ②働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所が増え、また、その取組みを広く周知することで、他の事業所や市民の男女強度参画に対する意識の醸成を図ることができるため。 ③受賞事業所数の実績により把握する。 ④事業を実施した直近4か年（令和2年度は未実施）平均3事業所を基準とし、毎年その基準値の達成を目指す。
13	市役所の男性職員の育児休業取得率	7.4%	R2 年度	13.0%	①市の男性職員の育児休業取得率。 ②令和2年度に長崎市特定事業主行動計画として策定した「長崎市職員ワークライフバランス推進計画」において目標値を設定しているため。 ③各年度の実績。 ④国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針を参考として前回の特定事業主行動計画で目標値を

					13%に定めており、前回計画時の実績が目標値を達成することができなかったことから、引き続き同じ目標値を設定する。
14	待機児童数	0人	R元年度	0人	<ul style="list-style-type: none"> ①毎年4月1日時点において、保育の必要性の認定がされ、保育施設の利用の申込がされているが、利用していない児童数。 ②待機児童の解消により、保育を必要とする児童が保育施設に入所することができ、共働きなど家庭における共同参画の促進につながると考えられるため。 ③待機児童数の実績値により把握する。 ④平成31年4月から令和3年4月まで年度当初の待機児童0人を達成しており、今後も引き続き0人を継続できるよう目標値を0人とした。
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人	R元年度	8,305人	<ul style="list-style-type: none"> ①放課後児童クラブを希望どおり利用できる児童数。 ②利用を希望する児童が希望どおり利用できることで、充実した環境のなかで健やかに成長することにつながると考えられるため。 ③毎年度5月1日時点の実績により把握する。 ④第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき試算した、令和7年度の利用可能児童数を目標値とする。
16	地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2%	R2年度	87.7%	<ul style="list-style-type: none"> ①地域活動や市民活動への市民の参加意向割合。 ②市民の地域活動や市民活動への参加意向割合が増えることで、参画によるまちづくりへの意識の醸成度合いが測られるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和2年度に実施した市民意識調査における「積極的に参加したい」、「出来る範囲の協力はしたい」人の割合を基準値とし、毎年度0.5%増を目標とする。

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
17	女性市民防災リーダー数	201人	R2年度	250人	<ul style="list-style-type: none"> ①市民防災リーダー養成講習への女性参加者数。 ②地域防災へ女性が参画する機会の増加。 ③防災リーダー認定名簿で把握する。 ④自治会への推薦依頼時に女性の推薦を促し、年間10名程度のリーダー養成を目指す。












推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値	指標の説明
18	デートDV防止授業開催数	22回	H28～R2年度平均	23回	<p>①男女共同参画推進センターが実施しているデートDV防止授業の開催数。</p> <p>②若年層からDVに関する正しい知識を身につけることで、深刻なDV被害や加害の予防につながり、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。</p> <p>③授業の開催実績により把握する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、目標値を平成28年度から令和元年度までの4カ年平均(22回)を超え、かつ、市内にある中学校及び高等学校(市立中学校41校、公立高校8校、私立中学校8校、私立高校11校)で学生が3年間に1回は受講できることをめざし、23回を目標値として設定する。</p>
19	アマランス相談の認知度	44.3%	H30年度	53.0%	<p>①DV等に関する相談窓口であるアマランス相談の認知度。</p> <p>②相談窓口が認知されていくことにより、DV等に関する相談件数が増え、問題解決に向けた支援を行うことで、市民が人権侵害の被害から守られていることにつながるため。</p> <p>③市民意識調査により把握する。</p> <p>④平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の、「DVを受けたときの相談窓口として知っているもの」の質問項目において、「長崎市役所(アマランス相談・市民相談)」を回答した割合が44.3%であることから、この数値を基準値として設定する。計画期間中に毎年度3.0%ずつ増加し、令和7年度までに53.0%を達成することとする。</p>

主要課題とSDGsの17のゴールとの関係

SDGsのゴール		1	2	3	4	5	6
							
推進目標	主要課題	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり	1 男女共同参画についての理解の浸透				○	○	
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進				○	○	
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透			○	○	○	
	4 メディアにおける人権の尊重				○	○	
II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大					○	
	6 女性のエンパワーメントの推進	○			○	○	
	7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)			○	○	○	
	8 防災・復興における男女共同参画の推進			○		○	
III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり	9 男女間における暴力の根絶			○	○	○	

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさを守ろう	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
			○							○
			○							○
										○
			○						○	○
	○		○						○	○
	○		○							○
	○		○							○
			○						○	○
			○						○	○

資料

第3次長崎市男女共同参画計画について（諮問）

長人共第103号
令和4年3月23日

長崎市男女共同参画審議会
会長 吉田 ゆり 様

長崎市長 田上 富久
（市民生活部人権男女共同参画室）

第3次長崎市男女共同参画計画について（諮問）

本市の男女共同参画を総合的に推進するため、別紙「第3次長崎市男女共同参画計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

第3次長崎市男女共同参画計画について（答申）

令和4年3月31日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市男女共同参画審議会
会長 吉田 ゆり

第3次長崎市男女共同参画計画について（答申）

令和4年3月23日付長人共第103号により諮問を受けた第3次長崎市男女共同参画計画について、当審議会は慎重に審議を行った結果、おおむねその内容を妥当と認め、本案をもって推進されますようここに答申いたします。

なお、次の点について十分留意することを要望いたします。

- 1 防災・復興における男女共同参画推進のため、避難所運営への女性の参画拡大を図るなど、男女共同参画の視点の反映につながる具体的な取組みを推進してほしい。
- 2 DVや性暴力などの暴力防止に向けて、様々な世代に対しての講座や啓発を推進してほしい。
- 3 女性の活躍を推進するため、特に女性管理職の増加につながる取組みをさらに進めてほしい。

長崎市男女共同参画審議会開催状況

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	令和 3 年 11 月 4 日	・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画の策定について
(パブリック・コメント制度 による意見募集)		(実施時期：令 4 年 2 月 7 日～令和 4 年 2 月 28 日)
第 2 回	令和 4 年 2 月 9 日	書面会議 ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画 (素案) へのご意見について
第 3 回	令和 4 年 3 月 23 日	第 3 次長崎市男女共同参画計画について (諮問) 審議会からの意見に対する対応について パブリック・コメント募集の結果について
/	令和 4 年 3 月 31 日	第 3 次長崎市男女共同参画計画について (答申)

長崎市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年4月3日～令和5年4月2日

氏名	備考
吉田 ゆり（会長）	長崎大学ダイバーシティ推進センター
太田 久美子	長崎県弁護士会
池田 秀義	長崎労働局
熊江 雅子	ながさき女性・団体ネットワーク
中村 明日香	NPO法人 DV防止ながさき
中山 明子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会
岩下 俊明	長崎市中学校長会
小室 久輝	長崎商工会議所
坂田 絵美	NPO法人 インフィーニティー
松尾 京子	もってこい長崎レクリエーショングループ お手玉の会
松本 菊代	長崎市消防団
馬淵 雄一	連合長崎地域協議会
中川 一義	株式会社 テレビ長崎
大淵 美里	公募
後藤 ヤス子	公募

（委員数 15 人）

長崎市男女共同参画推進条例

平成14年9月25日
条例第31号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第6条)
 - 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)
 - 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)
 - 第4章 男女共同参画推進拠点施設(第20条)
 - 第5章 長崎市男女共同参画審議会(第21条—第29条)
 - 第6章 雑則(第30条)
- 附則

私たちのまち長崎市は、開港以来、貿易都市として発展しつつ異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存し、その国際化を推進してきた。また、原子爆弾による惨禍から市民の英知と努力によつて復興を遂げ、国際平和文化都市として、世界の恒久平和を希求してきた。

平和とは、紛争や戦争のない状態だけをいうのではなく、すべての人が差別や抑圧から解放されることである。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に共に参画できる健全な社会の構築が必要である。

しかし、社会における性別による差別及びそれに基づく固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行はいまだに根深く残っており、また、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等による社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本市においては、「ながさき男女共同参画都市宣言」を行うなど、多くの取組を行ってきたが、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市、市民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが

でき、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間のを改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によつてその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのつとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定が尊重されること。
- (6) 国際社会の動向に留意して、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、並びに職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に積極的に努めるとともに、

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、長崎市男女共同参画計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び長崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、法第14条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供する等の方法により公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

- 第8条 市は、第3条に規定する基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

- 第9条 市は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する教育及び学習の振興を図るため、人材の養成に努めるものとする。

(市の政策決定過程への共同参画の推進)

- 第10条 市は、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

- 第11条 市長は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談があつた場合には、関係機関又は関係団体と連携し、適切に処理するものとする。
- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情があつた場合には、適切に処理するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の処理に当たり、長崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置への協力)

- 第12条 市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(出資法人等に対する男女共同参画の推進に関する措置)

- 第13条 市長は、市が出資その他財政支援等を行う団体のうち、市長が別に定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

きるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

- 第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動とを両立できるよう必要な支援を行うものとする。

(民間活動への支援)

- 第15条 市は、男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

- 第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

- 第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行つてはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行つてはならない。

(公衆に表示する情報の制限)

- 第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画を阻害するおそれのある表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画推進拠点施設

(拠点施設)

- 第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

第5章 長崎市男女共同参画審議会

(設置)

- 第21条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、長崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第7条第1項に規定する基本計画に関する事項
- (2) 第11条第2項に規定する苦情の処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 男女共同参画関係団体を代表する者
- (4) 教育及び子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (5) 産業関係団体を代表する者
- (6) 市民活動団体を代表する者
- (7) 労働関係団体を代表する者
- (8) 報道関係団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・全改、平29条例13・元条例64・一部改正)

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平20条例45・平23条例20・平27条例56・一部改正)

(運営事項の委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必

要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第3項、第5章並びに次項の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

長崎市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年10月1日
規則第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市男女共同参画推進条例(平成14年長崎市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第11条第2項に規定する苦情の申出をしようとする者は、苦情申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が苦情申出書によることができない特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(出資法人等)

第3条 条例第13条の市長が別に定める団体は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人長崎市スポーツ協会
- (2) 一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター
- (3) 一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館
- (4) 一般財団法人長崎市野母崎振興公社
- (5) 一般財団法人長崎市地産池消振興公社
- (6) 一般財団法人クリーンながさき
- (7) 長崎中央市場サービス株式会社
- (8) 長崎つきまち株式会社
- (9) 株式会社長崎高島水産センター
- (10) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団
(平16規則91・平17規則120・平18規則11・平18規則34・平19規則36・平21規則14・平24規則35・平25規則47・平26規則26・平30規則20・一部改正)

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則33・旧第4条線下、平29規則12・旧第5条線下)

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条及び別記様式の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第91号)

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年9月22日規則第120号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月15日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市個人情報保護条例施行規則第3条第1項の改正規定、第2条中長崎市情報公開条例施行規則第10条第2

号の改正規定及び第3条中長崎市男女共同参画推進条例施行規則第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月8日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第26号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第33号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則(平成30年3月30日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係) 略

長崎市男女共同参画推進本部設置要綱

平成12年3月20日決裁

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

- 2 本部長は、市長をもつて充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもつて充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。

(運営)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、市長の職務を代理する第1順位の副市長である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第5条 本部に幹事会を置き、本部の運営について必要な事項を処理する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもつて充て、市民生活部人権男女共同参画室長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会にワーキンググループを置き、本部の運営について必要な事項を処理する。
- 5 ワーキンググループは、幹事長又は幹事が、その所属の職員のうちから指名する者をもつて充てるものとし、幹事長が指名する市民生活部人権男女共同参画室係長をそのマネージャーとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部人権男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

長崎市女性行政庁内推進会議設置要綱(昭和60年5月30日施行)は廃止する。

附 則 (平成14年4月1日決裁)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日決裁)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月10日決裁)

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月19日決裁)

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月21日決裁)

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日決裁)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日決裁)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日決裁)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書広報部長
企画財政部長
総務部長
理財部長
市民生活部長
原爆被爆対策部長
福祉部長
市民健康部長
こども部長
環境部長
商工部長
文化観光部長
水産農林部長
土木部長
まちづくり部長
建築部長
中央総合事務所長
東総合事務所長
南総合事務所長
北総合事務所長
消防局長
上下水道局長
議会事務局長
教育長

別表第2（第5条関係）

秘書広報部広報広聴課長
秘書広報部国際課長
防災危機管理室長
企画財政部都市経営室長
総務部人事課長
市民生活部自治振興課長
市民生活部市民協働推進室長
市民生活部人権男女共同参画室長
福祉部高齢者すこやか支援課長
福祉部障害福祉課長
市民健康部地域保健課長
こども部こども政策課長
こども部子育てサポート課長
こども部幼児課長
こども部こどもみらい課長
商工部産業雇用政策課長
水産農林部水産振興課長
水産農林部農林振興課長
建築部建築総務課長
教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長
教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
教育委員会事務局学校教育部健康教育課長

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 平成 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長であ

る者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部長の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第

1 項第 2 号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条第 1 項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める

ときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、

障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対

する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加

えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則 （令和元年 6 月 26 日法律第 46 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 基本方針等（第5条・第6条）
第3章 事業主行動計画等
第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
第3節 特定事業主行動計画（第19条）
第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
第5章 雑則（第30条—第33条）
第6章 罰則（第34条—第39条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ

により、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良な

ものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用

した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第 1 項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

- 第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

- 第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

- 第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働

者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2及び3) 略

- (5) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年3月31日法律第12号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
昭和 20 年 (1945)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際連合誕生 ●国連憲章採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人参政権の実現 		
昭和 21 年 (1946)	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人の地位委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 22 回総選挙で初の婦人参政権を行使 ●「日本国憲法」公布 (男女平等の明文化) 		
昭和 23 年 (1948)	<ul style="list-style-type: none"> ●「世界人権宣言」採択 			
昭和 24 年 (1949)		<ul style="list-style-type: none"> ●第 1 回婦人週間 (4 月 10 日～16 日) 		
昭和 47 年 (1972)	<ul style="list-style-type: none"> ●1975 年を「国際婦人年」に決定 			
昭和 50 年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ●「世界行動計画」を採択 ●1976 年から 1985 年までを「国際婦人の十年」に決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ●総理府婦人問題担当室設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 		
昭和 51 年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際婦人の十年」始まる (～1985 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業法の施行 ●民法(離婚復氏制度)改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題の窓口(労政課)」設置 	
昭和 52 年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目標」決定 ●国立婦人教育会館開館 		
昭和 53 年 (1978)			<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県婦人問題懇話会」設置 ●「長崎県婦人関係行政推進会議」設置 	
昭和 54 年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約」採択 			
昭和 55 年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ●国際婦人の十年後半期行動プログラム採択 ●女子差別撤廃条約署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子差別撤廃条約署名 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生きがいを育てる長崎県の婦人対策」策定 ●「婦人問題担当企画主幹」配置 ●「第 1 回市町村担当課長会議」開催 	
昭和 56 年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●民法・家事審判法一部改正施行(配偶者の相続分引き上げ等) ●「国内行動計画後期重点目標」決定 		
昭和 57 年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県内職相談センター」を「長崎県婦人就業援助センター」に改組 	
昭和 59 年 (1984)				<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人対策担当」設置(市民生活部社会課内)
昭和 60 年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(～2000 年)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法及び戸籍法」一部改正施行(父系血統主義から父母両血統主義に) ●男女雇用機会均等法改正 ●女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人の十年記念事業」(1985 年 NGO フォーラム派遣事業) ●ラジオ・ミニ講座「女あれこれ」開始 ●女性情報紙「女性ながさき」創刊 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人対策庁内推進会議設置 ●「長崎市婦人問題懇話会」設置 ●婦人意識調査
昭和 61 年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」施行 ●総理府に「婦人問題企画推進有識者会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「企画部婦人対策室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「'86 ながさき婦人のつどい」開催 ●婦人意識調査
昭和 62 年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人行動計画」策定 ●「市民生活部婦人対策室」新設 ●「婦人問題の手引き」発刊

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
昭和 63 年 (1988)			●「長崎県女性海外研修事業」開始	●「婦人意識調査」実施
平成 2 年 (1990)	●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「2001 ながさき女性プラン」策定 ●「企画部婦人対策室」を「企画部女性行政推進室」に改称	●「婦人対策室」から「女性行政推進室」改称
平成 3 年 (1991)		●「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」第一次改定 ●「育児休業法等に関する法律」公布		●「企画部女性行政室」に改称 ●婦人意識調査実施
平成 4 年 (1992)	●国連環境会議	●「育児休業等に関する法律」施行 ●婦人問題担当大臣任命(内閣官房長官兼任)	●「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」策定	●長崎市女性センター開設(愛称「アマランス」) ●長崎市女性センター運営協力委員会設置
平成 5 年 (1993)	●国連世界人権会議 ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布・施行	●「育児休業生活資金」の創設	
平成 6 年 (1994)	●「国際人口・開発会議」開催 ●1995 年から 2004 年までを「人権教育のための国連十年」とする決議を採択	●総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組 ●総理府の「婦人問題担当室」を「大臣官房男女共同参画室」に改組 ●「婦人問題企画推進有識者会議」を「男女共同参画審議会」に改組	●「2001 ながさき女性プラン」第一次改定 -男女共同参画社会の形成を目指して- ●企画部参事監(女性行政担当)を新設 ●「長崎県婦人就業援助センター」を「長崎県女性就業援助センター」に改称	●情報紙「アマランス」創刊 ●女性問題意識調査実施 ●「あじさい男女平等推進プラン」策定
平成 7 年 (1995)	●第 4 回世界女性会議「行動綱領」と「北京宣言」採択 NGO フォーラム開催(北京)	●「育児休業等に関する法律」一部改正(「育児・介護休業法」に) ●「ILO156 号条約(家族的責任条約)」批准	●「企画部参事監(女性行政担当)」を「生活環境部参事監(女性行政担当)」に改組。「企画部女性行政推進室」を「生活環境部女性行政推進室」に改組 ●NGO フォーラム(北京)参加	●ながさき女性・団体ネットワーク発足
平成 8 年 (1996)		●男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」-21 世紀の新たな価値の創造- ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●女性参政権行使 50 周年記念事業	
平成 9 年 (1997)		●男女共同参画審議会設置及び男女共同参画審議会令公布・施行 ●「改正男女雇用機会均等法」公布 ●「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定 ●「労働省婦人局」を「労働省女性局」に、「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ●介護保険法成立 ●女性国会開催(参議院 50 周年記念)	●男女共同参画社会に向けての県民意識調査 ●日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成 9 年~12 年)	●人材情報バンク設置 ●「市民生活部女性行政室」に改称
平成 10 年 (1998)		●男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-	●「男女共同参画フォーラム」開催	

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護休業法施行 ●改正男女雇用機会均等法施行 ●男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進を規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県女性問題懇話会」を「長崎県男女共同参画懇話会」に改称 委員の選任に公募制を導入 ●「生活環境部参事監（女性行政担当）」を「県民生活環境部参事監（男女共同参画担当）」に、「生活環境部女性行政推進室」を「県民生活環境部男女共同参画室」に改称 ●ラジオ・ミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ●女性情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称 ●「人権教育のための国連10年」長崎県行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ながさき男女共同参画都市宣言
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」施行 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新世紀創造フォーラム」開催 ●「長崎県男女共同参画計画」策定 ●「長崎県男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「企画部男女共同参画室」に改称 ●「長崎市男女共同参画推進本部」設置
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育のための国連10年」長崎市行動計画策定 ●「長崎市男女共同参画計画」策定
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画推進条例」施行 ●「長崎県男女共同参画審議会」、「長崎県男女共同参画推進員」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市男女共同参画推進条例」制定、施行 ●「長崎市男女共同参画審議会」設置 ●「長崎市男女共同参画推進センター」に改称
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化対策基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市男女共同参画推進員」設置 ●「男女共同参画に関する調査（職業生活に関する調査）実施 ●「長崎市内人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（DVに関する調査）」実施
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ●第 49 回国際婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+10」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画推進センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する意識調査」実施 ●「長崎市男女共同参画計画」見直し策定
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県 DV 対策基本計画」策定 ●「県民生活環境部参事監（男女共同参画担当）」を県民生活部参事監（男女共同参画担当）」に改組 ●「県民生活環境部男女共同参画室」を「県民生活部男女共同参画室」に改組 ●「長崎県男女共同参画推進本部」を「長崎県男女共同参画推進会議」へ改称 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（大学生における DV に関する認識調査）」実施（市民グループ委託）

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成19年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 ●「県民生活部参事監（男女共同参画担当）」を「県民生活部次長」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（女性のライフプランニング支援に関する調査）」実施
平成20年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県子育て条例」施行 ●「県民生活部男女共同参画室」を「県民生活部男女参画・県民協働課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて）」実施
平成21年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 ●男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次長崎県DV対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「企画部男女共同参画室」から「市民生活部男女共同参画室」に改組 ●「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ●「男女共同参画に関する調査（DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する調査）」実施 ●長崎市DV被害者支援連絡会議設置
平成22年 (2010)	●国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎こども・女性・障害者支援センターに「女性支援課」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市ドメスティック・バイオレンス等の被害者に係る住居情報を保護する措置の実施に関する要綱」施行 ●「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成23年 (2011)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足	<ul style="list-style-type: none"> ●「パープルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎市配偶者暴力相談支援センター開設 ●「第2次長崎市男女共同参画計画」策定
平成24年 (2012)	●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> ●「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「県民生活部男女参画・県民協働課」を「県民生活部男女共同参画室」に改組 ●長崎県男女共同参画推進センター内に男性専用の相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
平成25年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」決定 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●「市民生活部男女共同参画室」と「市民生活部人権啓発室」を統合し「市民生活部人権男女共同参画室」に改組
平成26年 (2014)	●国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合（タイ）	<ul style="list-style-type: none"> ●「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ながさき女性活躍推進会議」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成27年 (2015)	●国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県男女共同参画推進センターの愛称を「きらりあ」に決定 	

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成 28 年 (2016)		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行	●「第 4 次長崎県 DV 対策基本計画」策定 ●「第 3 次長崎県男女共同参画基本計画」策定	●「第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」策定 ●長崎市民会館(男女共同参画推進センターを含む)に指定管理者制度を導入
平成 29 年 (2017)	●第 49 回国際婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	●「育児・介護休業法」改正		
平成 30 年 (2018)		●「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布、一部施行	●県庁舎移転	●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和元年 (2019)		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「労働施策総合推進法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「働き方改革関連法」施行		
令和 2 年 (2020)	●新型コロナウイルス感染症の感染拡大	●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	●「県民生活部男女参画・女性活躍推進室」を「県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室」に改組	●「男女共同参画に関する職員意識調査」実施
令和 3 年 (2021)		●「育児・介護休業法」改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	●「第 4 次長崎県男女共同参画基本計画」策定 ●「第 5 次長崎県 DV 対策基本計画」策定	
令和 4 年 (2022)				●第 3 次長崎市男女共同参画計画策定

第3次長崎市男女共同参画計画

策定 令和4年4月

編集・発行

長崎市市民生活部人権男女共同参画室

〒850-0874 長崎市魚の町5番1号

電話 095-826-0026 FAX 095-826-0062

E-mail : jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp